

(平成9年度第3号諮問事案)

横公審第5号  
平成10年12月17日

横須賀市長 沢田秀男様

横須賀市公文書公開審査会  
委員長 藤原淳一郎

公文書の部分公開処分に関する異議申立てについて(答申)

平成9年8月29日付け横市秘第36号で諮問された平成6年度市の交際費に係る公文書の部分公開処分に関する異議申立てについて、次のとおり答申する。

審査会の結論

本件異議申立ての対象となった部分公開決定において公開しないこととした部分を、香典に係る情報のうち相手方の氏名・住所、見舞に係る情報のうち相手方個人の氏名・住所・肩書を除き、公開すべきである。

本件の異議申立ての対象とされた公文書

平成6年度市の交際費に係る交際費支出伺(回議伺)、物件購入及び契約執行伺書(物件納入書、物件供給請書、見積書を添付)、資金前渡精算書(支払確認書を添付)、支出命令書(請求書、口座振替依頼書兼領収書を添付)(以下「本件文書」という。)

異議申立ての趣旨

異議申立人は、横須賀市長(以下「実施機関」という。)に対し、本件処分の取消しを求めている。

異議申立ての経緯

- 1 平成9年5月21日、異議申立人は、本件文書について、公文書公開条例(平成8年横須賀市条例第7号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき実施機関に対し、公文書公開の請求を行った。
- 2 同年6月4日、実施機関は、本件文書について部分公開決定を行い、非公

開部分の概要と下記の ~ の非公開理由を記して、本人あて通知した。

条例第7条第1号に該当する。

・交際の相手方の個人の氏名・住所・肩書は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。

条例第7条第2号に該当する。

・交際の相手方の団体の名称・所在地・代表者名が公開されることにより、当該団体等に明らかに不利益を与えると認められるため。

・債権者である法人等(以下「法人等」という。)の取引金融機関名・口座番号・代表者印の印影は、法人等の内部に関する情報であって、公開することにより、明らかに法人等に不利益を与えると認められるため。

条例第7条第5号に該当する。

・交際の相手方の個人名、団体名、代表者名、交際費の使途詳細は、公開することにより、交際相手への評価や位置付けなどが明らかになり、相手方との信頼関係が損なわれ、交際事務の円滑な実施に著しい支障を及ぼすため。

3 同年8月4日、申立人は、上記決定に不服があるとして、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条に基づき、実施機関へ異議申立書を提出した。  
両者の主張

#### 1 申立人の主張

申立人は、異議申立書及び平成9年12月18日提出の「非公開理由説明書に対する意見書」並びに平成10年3月16日の当審査会に対する口頭意見陳述において、次のように主張している。

##### (1) 市の交際費の公開の必要性について

地方公共団体の行政運営については、法令等に基づいて適正に行われるべきことはもとより、市民の負担のもとに行われることに鑑みて、簡素かつ公正を旨とした運営に努めていく必要がある。特に交際費の支出については、それが公費をもって賄われていることを強く認識し、いやしくも社会的な批判を招くことのないよう、厳に節度ある対応が求められており、交際費関連の情報を積極的に公開して、市民の検証を受け、交際費支出のより一層の適正化・公正化を図るべきである。

##### (2) 条例第7条第1号の該当性について

ア 祝儀、香典、会費、賛助、記念品、餞別など社会的儀礼に関するも

のについては、自ら新聞等で氏名等を公表している場合が多く、また、市民の要望に応じて公表することが予定されている情報であり、条例第7条第1号但書のアにより、公開されるべきである。

イ 懇談の相手方の氏名等のプライバシー性については、東京高裁判決では「会議、懇談会などには公務員が職務として出席しており、公務員の私人としてのプライバシー保護に配慮する必要はない。」としており、また、大阪地裁判決では、懇談の相手方が公務員に限らず審議会や報道関係者の場合まで公開性を広げ、「相手が公務や会社の仕事として会議に参加した場合、プライバシー保護の対象とならない。」としていいる。市の懇談に公務員等が純然たる私人の立場として参加することはあり得ないので、懇談の相手方の氏名等は公開されるべきである。

(3) 条例第7条第2号の該当性について

法人等の取引金融機関名、口座番号、代表者印の印影は非公開としていいる自治体が多いが、口座番号が印刷されている請求書は多数出回っており、誰もが知り得る情報であることから、内部情報と考えにくい。また、実施機関が主張しているような営業妨害や印影の偽造を問題にするのは非現実的である。

したがって、公開することにより、当該法人等に明らかに不利益を及ぼすとは考えられないので、法人等の取引金融機関名等は公開が妥当である。

(4) 条例第7条第5号の該当性について

市長がどのような相手方とどのような内容の交際を行ったかは納税者たる市民に対し当然明らかにされるべき情報である。これによって市と相手方との信頼関係、協力関係を損なうとは考えられないし、仮に公開することで信頼関係を維持できないものであれば、そのような交際はやめるべきである。

2 実施機関の主張

実施機関は、平成9年10月9日提出の非公開理由説明書及び平成10年2月2日当審査会に対する口頭説明において、次のように主張している。

(1) 市の交際費について

市長は、行政を円滑に推進するため、極めて広範囲かつ多数の関係者と多岐にわたる交際を必要としている。市の交際費は、こうした交際を

行う市長の職務上必要な特別な経費として、予算額は議会において議決され、その支出は、横須賀市予算決算会計規則に基づいて行われている。

本市では、市長の関係の交際費は、「市長交際費」と「市の交際費」に区分されるが、原則的には、市長が相手方に直接に持参するものについては、市長交際費で支出し、団体活動などに対する賛助金や懇談会経費などの請求払いによるものを市の交際費で対応している。

(2) 条例第7条第1号本文該当性について

本件非公開部分には、市の交際費に係る相手方の個人の氏名、住所、肩書の情報が記載されている。これらの情報は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」(以下「個人情報」という。)であるので、条例第7条第1号本文に該当する。

なお、この規定では、個人情報であれば、明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて非公開とすることができるとしている。また、公人とその他の個人とを区別して公開、非公開の判断を行うように明文化されていないので、個人情報については、いずれも非公開とすべきである。

(3) 条例第7条第2号本文該当性について

本件文書に記録された情報中、相手方の法人その他の団体又は事業を営む個人(以下「団体」という。)の名称・所在地については、公開することにより、当該団体の一定の立場が侵害され、他の団体との競争において支障が生じ、正当な利益が害されることが予想される。

また、支出命令書等には、市との取引のある法人等の情報が記載されているが、このうち、法人等の取引金融機関名、口座番号、代表者印の印影は、経理等の内部情報であり、公開することにより、営業妨害や印影の偽造等の問題が生じる可能性が高く、公開することにより、当該法人等に明らかに不利益を与えることになると考えられる。

したがって、相手方の団体の名称・所在地、法人等の取引金融機関名、口座番号及び代表者印の印影は、条例第7条第2号本文に該当する。

(4) 条例第7条第5号該当性について

本件文書に記録されている情報中、相手方の個人の氏名、団体の名称、代表者名、交際内容の用途詳細については、市長がどのような相手方とどのような内容の交際を行ったが明らかになる情報であり、これらが明

らかになれば、交際の支出としては正当であっても、相手方は、それぞれの交際の程度内容について他者と比較することになり、その結果、これまでと同様の信頼関係、協力関係を維持していくことが著しく困難になる。

また、市長の交際事務は、一度限りでなく、反復継続して行われる性格のものであるから、当該支出行為の終了後、相当の期間を経過した場合でも、これらの情報が公開されると、将来の交際事務の公正かつ円滑な執行に著しい支障を及ぼすことになる。

したがって、相手方の個人の氏名、団体の名称・代表者名、交際内容の用途詳細については、条例第7条第5号に該当する。

### 3 審査会の判断

#### (1) 本件文書について

ア 本件文書は、平成6年4月から平成7年3月までの市の交際費の支出に関して、実施機関の職員が作成した公文書であり、その内容は次のとおりである。

交際費支出伺(回議伺)

件名、日付、経費、支出科目などが記録されている。

物件購入及び契約執行伺書

物件納入書、物件供給請書及び見積書が添付されており、件名、日付、単価、金額、品質・形状、購入目的、納入業者の名称・代表者印の印影、検査印などが記録されている。

資金前渡精算書

支払確認書が添付されており、支払年月日、支払先(住所・氏名)、支払金額、支払内訳などが記録されている。

支出命令書

請求書及び口座振替依頼書兼領収書が添付されており、日付、件名、数量、単価、金額、債権者の名称・所在地・取引金融機関名・口座番号・代表者印の印影、請求内訳などが記録されている。

本件において非公開とされた部分は、上記において、件名欄に記載された交際相手方の氏名・肩書、団体の名称・代表者名、交際費の用途詳細、における法人等の代表者印の印影、において、

支払確認書の支払先及び支払内訳欄に記載された交際相手方の氏名・住所・肩書、団体の名称・所在地・代表者名、交際費の用途詳細、において、支出命令書の件名欄に記載された相手方の氏名・肩書、団体の名称・代表者名、交際費の用途詳細並びに請求書及び口座振替依頼書兼領収書に記載された法人等の取引金融機関名・口座番号・代表者印の印影、交際費の用途詳細の部分であることを確認した。

イ 平成6年4月から平成7年3月までの市の交際費の支出項目の区分と件数は、次のとおりである。

「香典」22件

相手方本人及び親族の葬祭に際し、金銭を支出するもの

「生花・供花」90件

相手方本人、親族の葬祭及び供養祭に際し、生花を贈るもの

「見舞」10件

相手方の病気入院等に際し、金銭を支出するもの

「懇談」26件

市長が市行政の円滑な運営に資する趣旨で行う相手方との話合いに伴う費用を支出するもの

「会費」214件

各種団体の年会費及び当該団体の懇談会、懇親会に出席した際の会費、分担金を支出するもの

「饞別」40件

関係者の転任、退職、海外渡航に際して金銭を支出するもの

「賛助金」56件

市が協賛した会議・行事・記念誌刊行事業などに金銭を支出するもの

「土産・記念品」90件

訪問、来訪に伴い土産を贈るもの及び相手方主催の行事に係る市長賞(トロフィー・盾)を交付するもの

(2) 条例第7条第1号該当性について

ア 条例第7条第1号本文該当性について

(ア) 条例第7条第1号は、憲法上の個人の尊厳に係る基本的人権とし

て個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るような情報が記録された公文書を原則的に非公開と定めたものであり、同号本文では、何人が考えても個人のプライバシーに関する情報であると明らかに判断できるものはもとより、判断が困難なものも含めて、個人に関する情報の一切を非公開と定めたものと解すべきである。

(イ)本件文書には、市の交際費に係る相手方個人の氏名、住所、肩書の情報が記載されている部分があり、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定個人が識別される情報であることから、条例第7条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第7条第1号但書該当性について

(ア)条例第7条第1号但書は、個人情報であっても例外的に公開する情報を規定している。

(イ)条例第7条第1号但書イは、「法令及び条例の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」を公開すると規定しているが、交際費の支出事務は、許可、免許、届出その他これに相当する行為に当たらないため、本号但書イに該当しないものと判断する。

(ウ)条例第7条第1号但書アは、「公表することを目的として作成し、又は取得した情報」は公開すると規定している。ここでいう「公開することを目的として作成し、又は取得した情報」に当たるものとしては、

市が市民に対して公表することを目的に作成し、又は取得した情報であって、市民も公表することについて了承していると認められるもの

公表を前提に提供された情報

個人が自主的に公表した資料等から何人でも知り得る情報

市が従来より慣行上公表しており、かつ、今後公表してもそれが他人に知られたくない情報でないことが確実なもの

が考えられるが、さらに、行政の責務として公表することが本来的に予定されていると認められる情報も含むものと解される。

そこで、当審査会においては、交際事務の性格に鑑みて、社会的儀礼に関する情報であって、当事者自らが公表している又は公表されることを了承していると認められるものか否か、公務に関する情報であって、公開することが行政の責務として予定されていると認められるか否かという観点から、本件に記録された個人情報について、支出項目別に検討する。

#### 会費

会費に関する個人情報は、懇談会や祝賀会の相手方として記録されている。当該個人情報が記録されている行事は、比較的規模が大きく、行事の開催について当事者が広く知らせるような場合が一般的であると認められる。また、こうした行事への市長等の出席は社会的儀礼として行われるのが通例であり、行事の出席者は、市長等の出席を知ることによってその交際及び会費の支出を知ることになるから、交際の相手方はこれらの事実が広く知られることについて了承していると認められる。

したがって、本件会費に関する個人情報は、当事者自らが公表しているか又は公表されることを了承していると認められる情報に当たると判断する。

#### 懇談

懇談に関する個人情報は、懇談の相手方として記録されている。関係者との情報交換や友好関係を図るための打ち合わせなど、事務事業の円滑な執行のために行われる懇談に出席する以上は、懇談の出席者は当然、市の公務に関与していることを認識しているはずである。したがって、当該懇談の内容が出席者の個人のプライバシー権を中心とした正当な権利利益と密接に関連しているといった特段の事情がない限り、出席者としてそれが公表されることがあり得ることを自覚すべきであり、このことは、公務員、民間人を問わないと解すべきである。

したがって、懇談に関する個人情報は、原則として、懇談に出席していた相手方にとっても公務に関する情報に当たり、行政の責務として公開することが予定されていると認められる情報に当たると判断する。



### 餞別

餞別に関する個人情報は、餞別を支出した相手方として記録されている。餞別を支出する原因となった転任、海外視察等の事実は、転任等に関する挨拶状などによりある程度の範囲の者に知られており、新聞報道により、一般に広く知られることもあると考えられる。また、市長が餞別を支出している事実も社会的儀礼として、転任等の事実から推測されるケースが多く、当該情報の性格から、社会通念上、公表されることについて当該個人が了承していると認められる。

### 土産・記念品

土産・記念品に関する個人情報は、土産等を渡した相手方として記録されている。市(市長)を訪問した者や市長の訪問先などは、新聞の「市長の動向」欄などで報道されており、その事実から一定限度内において、土産のやりとりが社会的儀礼として行われていることは十分に推測されるので、土産・記念品に関する個人情報は、当事者が公表されることを了承していると認められる情報であると判断する。

### 生花・供花

生花・供花に関する個人情報は、生花等を贈った相手方本人、故人及び親族の情報として記録されている。生花・供花は、葬儀に際して市が社会的儀礼として贈るものであり、横須賀市長の名を付して一般参列者の目にふれる場所に飾られるのが通例である。

また、市では市長決裁により「弔花等供呈基準」が定められ、これは本件文書において公開されているから、生花・供花に関する個人情報は、当事者自らが公表しているか又は公表されることを了承していると認められる。

### 香典

香典に関する個人情報は、香典を支出した相手方本人、故人及び親族の情報として記録されている。香典も弔意のために社会的儀礼として贈られるものであり、個人が死亡した事実は、新聞に掲載されたり、遺族が故人又は親族の知人に対し、その事実を知らせることにより、広く周知されるものである。しかし、前記の生花等と異

なり、市長が香典を支出した事実は一般参列者には知り得ないものであり、また、故人の遺族にとっては、香典の具体的な金額は一般に他人に知られたくない情報であると考えられるので、香典に関する個人情報、当事者が公表されることを了承しているとは認められないと判断する。

ただし、市においては、香典を供呈する基準が概ね故人又は遺族の肩書・続柄に応じて決められると認められるので、肩書・続柄については公開することが相当である。

なお、審査会においては、上記の点から氏名等についても公開を相当とする少数意見があった。

#### 見舞

見舞に関する個人情報は、見舞を支出した相手方の情報として記録されている。個人の病気・入院などは、当該個人の私生活上の事実に属するものであって、一般的に不特定多数に広く知られているとは考えられず、これらについて一般の人に知られたくないと思うことが通常である。また、見舞の支出は当該個人に対するものであるから、一般的には当事者以外には知られていないと認められる。

以上から、香典の相手方の個人情報のうち氏名・住所、及び見舞の相手方の個人情報は、条例第7条本文に該当し、非公開が妥当であるが、それ以外の支出項目に関する相手方の個人情報については、条例第7条第1号但書アに該当し、公開が妥当であると判断する。

### (3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報であって、当該法人等又は個人に明らかに不利益を与えると認められるもの」は公開しないと規定しているが、これは法人等又は事業を営む個人に不利益を与えることを防止する観点から定めたものである。

イ 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、生産活動上、販売活動上又は営業上のノウハウに関する情報など一般に競争の分野としてとらえられる情報及び経営方針、財務管理

等の内部管理情報は、本来外部に公開することを予定しないものであり、公開することにより、法人等又は事業を営む個人に不利益を与えることになるといえるので、これらの情報は公開しないことができる。

ウ これを本件について検討すると、請求書及び口座振替依頼書に記載された法人等の取引金融機関名・口座番号・代表者印の印影は、もともと外部に公開して使用することも予定されている情報と考えられ、一般に競争の分野としてとらえられる情報、内部管理情報、又は社会的な評価や活動の自由等が損なわれると認められる情報に当たらず、法人等に不利益を与えることになる情報とは認められないから、これらは条例第7条第2号に定める公開しないことができる情報には当たらないと判断する。

実施機関は、法人等の取引金融機関名等を公開すると営業妨害や印影偽造の問題が生じる可能性もあると主張するが、市長の交際利用されているとあって、それが直接営業妨害の原因になるとは考えられない。また、印影を公開したとしても、そのことが直ちに偽造行為を誘因するとは考え難く、印影は一般に公開されているものであるから偽造行為に利用されたとしても、それは公開したためであるとはいえず、非公開とする理由にはならないと判断する。

エ 本件情報のうち、交際相手方(団体)についての情報は、裏返して交際の相手方である団体からみれば、市長から慶弔、会費、賛助金等を受けた事実に係る情報である。これらの情報を公開することで、団体と市との交際の程度、更には団体の社会活動の範囲や評価が明らかになり、一時的には当該団体と市の間に関情的なしこりが生まれ、多少の軋轢が生じることは考えられるが、それが団体の競争上の地位等を害するなど、当該団体に明らかに不利益を与えるものであるとは考えられず、本号には当たらないと判断する。

以上から本件文書は、条例第7条第2号には該当しないものと判断する。

(4) 条例第7条第5号該当性について

ア まず、本件文書に記録されている情報が、条例第7条第5号に該当するか検討する。

条例第7条第5号は、「本市の機関又は国等が行う検査、監査、取締り等の計画及び実施細目、争訟及び交渉の方針、入札の予定価格、試験問題等の事務事業の公正かつ円滑な運営の確保が著しく困難となるおそれのあるもの」は、非公開とすることができるとしている。

本件に係る市長の関係者等との交際は、関係者等との良好な信頼関係、協力関係を形成するという交際事務であり、それ自体は、交渉事務にあたるとは言いがたいが、広い意味で市行政の円滑な運営を図ることを目的として行われていることから、市長の交際事務に関する情報は、「交渉の方針」に関する事務に類似し、条例第7条第5号中段の「等」の事務に含まれると解される。

イ 次に、本件文書に記録されている情報が、同号後段の「事務事業の公正かつ円滑な運営の確保が著しく困難となるおそれのあるもの」に該当するかどうかについて、具体的に検討する。

(ア)「香料」、「生花・供花」、「見舞」、「会費」、「餞別」、「賛助金」、「記念品・土産」は、一般的に市の代表者である市長が弔意や祝意等を表す趣旨で、社会的儀礼として、交際の相手方に対して支出されているものである。したがって、当該交際の必要性の有無及びその内容の決定は、相手方に対する市独自の許価に基づくものというよりもむしろ、社会通念に従って行われているものであると認められ、その限りにおいて、市長の裁量は極めて限定的であると考えられる。また、交際の相手方も通常これらの交際費についてはそのような認識を有していると推測される。確かに、これらに関する情報を公開することによって、場合によっては相手方がある程度の不満を抱くことがあり得ることは否定できないが、それをもって、交際事務の円滑な実施に支障が生じ、あるいは交際の目的を達成できなくなるというおそれがあるとまでは考えられない。

(イ)「懇談」については、関係者との情報交換や友好関係を増進するための事務打ち合わせが目的で行われている。相手方の氏名等が公開されることにより、場合によっては、相手方が不満を抱くことも考えられるが、本件文書には、懇談の事実に関する記載はあるが、懇談の具体的な内容についての記載はないため、公開することにより、関係者との交渉・調整を行う目的が達成できなくなるおそれがあると考え

られる特段の事情があるとは認められない。

以上から、本件文書は、条例第7条第5号に該当しないものと判断する。

以上審査会の結論に記載のとおり答申する。

横須賀市公文書公開審査会

委員長	藤原淳一郎
委員	安達和志
委員	遠藤正敏
委員	木村キヌ子（平成10年10月1日就任）
委員	千賀重義（平成10年10月1日就任）
（前委員	金澤亨芳）（平成10年9月30日退任）
（前委員	中條祐介）（平成10年9月30日退任）

<参考> 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成9年8月29日 (平成9年度 第4回審査会)	・市長からの諮問
平成9年10月9日	・実施機関から「非公開理由説明書」を受理した。
平成9年12月18日	・異議申立人から「非公開理由説明書に対する意見書」を受理した。
平成10年2月2日 (平成9年度 第7回審査会)	・実施機関の口頭説明 ・審議
平成10年3月16日 (平成9年度 第8回審査会)	・異議申立人等の口頭意見陳述 ・審議
平成10年4月30日 (平成10年度 第1回審査会)	・審議
平成10年5月28日 (平成10年度 第2回審査会)	・審議
平成10年7月30日 (平成10年度 第3回審査会)	・審議
平成10年9月1日 (平成10年度 第4回審査会)	・審議
平成10年9月21日 (平成10年度 第5回審査会)	・審議
平成10年11月30日 (平成10年度 第6回審査会)	・答申案検討

